

1 平成28年度実績評価書等

凡例 ●：目標超過達成、◎：目標達成、○：相当程度進展あり、
△：進展が大きくない、×：目標に向かっていない

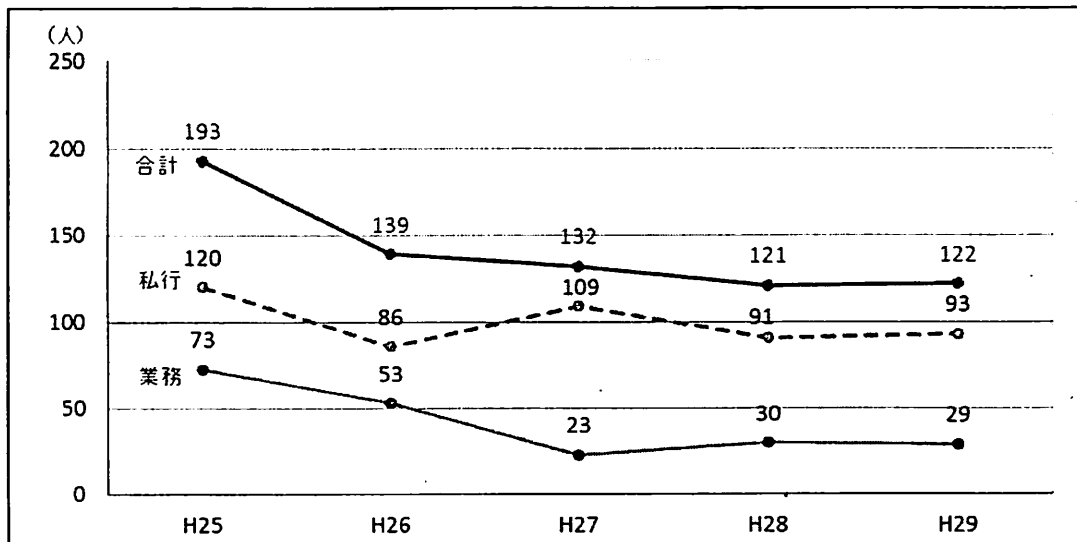
基本目標	業績目標	評価
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	○
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	○
	3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	○
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	○
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	△
	3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	△
	4 捜査への科学技術の活用	△
	5 被疑者取調べの適正化	△
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	○
	2 国際組織犯罪対策の強化	○
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	○
	2 運転者対策の推進	○
	3 道路交通環境の整備	○
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	○
	2 災害への的確な対処	◎
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	○
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	○
7 安心できるIT社会の実現	1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	○

業績目標18 (◎：1、○：13、△：4)

2 平成28年度政策評価実施結果報告書

平成28年度に実施した政策評価の結果の概要及び評価結果の政策への反映状況についてまとめたもの。

1 懲戒処分者数の推移（上半期）



2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等			1	3	4(+ 3)
被疑者事故等				2	2(+ 1)
情報管理・取扱不適切			1		1(+ 1)
職権濫用・収賄供応等		2	1		3(+ 3)
犯人隠避等		1			1(± 0)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		1	5	6	12(+ 7)
物品管理不適切等					0(± 0)
その他の勤務規律違反等		1	2	2	5(- 6)
暴行・傷害等		3	3	1	7(± 0)
窃盗・詐欺・横領等	3	7	13	2	25(- 7)
交通事故・違反	3	10	5	1	19(+ 5)
異性関係	4	10	24	1	39(-10)
その他の法令違反等	2		1	1	4(+ 4)
監督責任					0(± 0)
計	12 (-3)	35 (+9)	56 (-2)	19 (-3)	122(+1)

※ () 内は前年同期比を示す。

1 監察実施項目

適正捜査及び組織的な捜査管理の推進状況

2 監察実施結果

(1) 組織的な捜査管理の徹底に向けた取組状況

- 事件管理システム、事件管理簿、未処理事件一覧表等を活用するなどして、認知・受理した事件の組織的な管理に努めている。
- 事件管理システムの導入が進むとともに、未導入県についても、早期導入に向けて関係部門と協議を進めている。
- 多くの本部及び警察署では、倉庫、機械室等の県下一斉点検や巡回業務指導等における目視点検により、捜査書類等の適切な保管管理に努めている。
- ※ 一部の警察署において、管理が適切でない捜査書類等が認められたため、組織的管理の徹底を指導した。
- 一部の県において、本部一括保管施設を整備し、捜査書類等の保管場所を確保している。

(2) 証拠物件の適正な取扱い及び保管管理の徹底に向けた取組状況

- 証拠物件管理システムや証拠物件管理簿等により、証拠物件の適正な保管管理に努めている。
- 証拠物件管理システムの導入が進むとともに、事件管理システムとの連動やバーコードによる管理機能の追加等、システムの高度化を進めている。
- 証拠物件の封印措置、廃棄処分等を積極的に行うとともに、本部一括保管施設の整備を行った県が更に増加するなど、証拠物件の保管管理に係る負担軽減を図っている。
- ※ 一部の警察署において、管理が適切でない証拠物件が認められたため、適正な取扱い及び管理の徹底を指導した。
- 一部の県では、押収時に色つきビニール袋等の証拠物件専用袋を活用するなどして、証拠物件の紛失、混同等の防止に努めている。

(3) 捜査指揮・捜査技能の向上に向けた取組状況

- 各種専科、実戦塾、研修会等の実施のほか、教養資料の県警ポータルサイトへの常時掲載など、捜査技能等の向上及び捜査情報漏えいなどの不適正事案の防止に向けた指導教養を推進している。
- 捜査用カメラを使用する場合は、撮影等の目的、必要性、相当性等の検討について、署長指揮や本部事件主管課等の指導を受け、適正な使用を徹底している。

1 刑法犯認知・検挙状況

	H29.6末	H28.6末	増減数	増減率(%)
認知件数	450,887	488,716	-37,829	-7.7
検挙件数	161,302	165,662	-4,360	-2.6
検挙人員	106,004	110,771	-4,767	-4.3
うち少年の検挙人員	13,305	15,647	-2,342	-15.0
うち65歳以上の検挙人員	23,532	23,517	15	0.1
検挙率(%)	35.8	33.9	1.9 ポイント	

※ 検挙人員の年齢は、犯行時の年齢による。

2 主な特徴点（別紙参照）

(1) 認知状況

- 平成29年上半期における刑法犯の認知件数は45.1万件で、戦後最少であった昨年（99.6万件）の上半期（48.9万件）を更に下回った。
- 人口（※）千人当たりの刑法犯の認知件数は3.6件で、戦後最少であった昨年（7.8件）の上半期（3.9件）を更に下回った。
- 重要犯罪のうち、昨年戦後最少を更新した殺人（895件（うち既遂338件））は、同年の上半期（435件（うち既遂171件））から更に1件・0.2%減少し、434件（うち既遂135件）。
- 詐欺の認知件数は増加傾向にあり、その内訳をみると、振り込め詐欺に該当する各手口及び売り付け（インターネットオークション利用を除く。）の増加が目立つ。

※ 人口は、平成28、29年ともに総務省人口推計による平成28年10月1日現在の総人口。

(2) 検挙状況

- 刑法犯、重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率は、いずれも平成10年代半ば以降上昇傾向にある。
- 平成29年上半期における重要犯罪の検挙率は約8割（81.6%）、重要窃盗犯の検挙率は約5割（54.0%）であった。
- 刑法犯の検挙のうち、防犯カメラ等の画像を端緒として主たる被疑者を特定したとされたものの割合は7.4%であった。

重要犯罪及び重要窃盗犯で割合が高かったのは、ひったくりの約3割（26.3%）、すり及び略取誘拐・人身売買の約2割（それぞれ19.8%、18.3%）であり、強制わいせつ、強盗、侵入窃盗及び放火も1割を超えていた。

1 経緯

- 国際オリンピック委員会により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の安全に関する情報を取り扱うセンターの設置が求められている。
- 政府のセキュリティ幹事会（座長：内閣危機管理監）の決定に基づき、東京大会に関する情報集約、リスク分析等を行うセキュリティ情報センターを、本年7月から警察庁に設置することとされた。

2 セキュリティ情報センターの概要

(1) 任務

- 東京大会の安全に関する情報を幅広く関係機関から集約。
- 集約した情報に基づき、東京大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を実施。その結果について関係機関等に提供。
- 東京大会の期間中、関係機関間の活動調整を行うセキュリティ調整センター（仮称）が内閣官房に設置される場所、セキュリティ情報センターから情報提供。
- 外国治安情報機関等との緊密な連携を図るため、国際リエゾンセンターを設置し、外国治安情報機関等と相互に必要な情報提供。

(2) 設置期間

本年7月24日から東京大会終了まで。

(3) 体制

警備企画課長をセンター長とし、警察庁職員で構成。今後、東京大会に向け、関係省庁からリエゾンの派遣を受けるなど体制強化を図る。

3 その他

本年7月24日、警備局長を長とする準備室を改組し、警察庁次長を長とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室」を設置予定。

公安委員会	革労協反主流派非公然活動家による	平成29年7月20日
説明資料No. 6	爆発物取締罰則違反事件の検挙について	公安課

警視庁は、平成25年11月28日に東京都立川市内で発生した「米軍横田基地に向けた飛翔弾発射事件」について、7月14日、革労協反主流派非公然活動家を爆発物取締罰則違反で通常逮捕した。

1 被疑者

住所 不定

革労協反主流派非公然活動家 66歳 男性

2 逮捕罪名

爆発物取締罰則違反

3 事案の概要

被疑者は、氏名不詳者らと共謀の上、米軍横田基地に対するゲリラ攻撃を加え、治安を妨げかつ他人の身体財産を害する目的をもって、東京都豊島区内等において爆発物である飛翔弾の使用に供すべき器具である時限装置一式等を製造し、平成25年11月28日頃、同都立川市内において米軍横田基地に向けた時限式発射装置を設置し、同日午後11時30分頃、時限の到来により飛翔弾2発を発射させ、うち1発を横田飛行場周辺地区に着弾・爆発させたもの。

4 捜査の経過

- (1) 平成28年2月23日、革労協反主流派の非公然アジトを摘発した際、同所から時限装置に使用するとみられるIC等を押収。
- (2) 所要の捜査の結果、本件事実を特定し、爆発物取締罰則違反で通常逮捕。